

令和4年12月1日

神奈川県市町村振興協会の長期貸付利率について

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 内野 優

令和4年12月1日から財政融資資金の貸付利率が改定されることに伴い、当協会の貸付利率を次のとおり改正し、令和4年12月の貸し付け分に適用する。

I 元金均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	0.03	0.02	0.04	0.03	0.04	0.03	0.05	0.04
10	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
15	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4
20	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5
25	0.9	0.6	0.9	0.6	0.9	0.6	0.9	0.6

II 元利均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	0.03	0.02	0.04	0.03	0.04	0.03	0.05	0.04
10	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
15	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4
20	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5
25	0.9	0.6	0.9	0.6	0.9	0.6	0.9	0.6

当協会の長期貸付利率の定め方について

当協会の長期貸付利率は、貸付細則により「年3%」と定めています。ただし、財政融資資金の貸付利率が「年3.5%未満」の場合は、理事長が別に定めるとしてあります。

これにより、令和4年12月の協会資金の貸付利率は、財政融資資金の貸付利率に**0.7を乗じた率（その率が0.01%を下回ったときは0.01%）**とします。

小数点の取り扱いにつきましては、財政融資資金の率が小数点第2位までのときは、第3位を四捨五入し、財政融資資金の率が小数点第1位までのときは第2位を四捨五入します。